

# 箕輪町こども・子育て応援条例の概要

## 目的

こども・子育て支援に関し、基本理念を定め、町の責務並びに保護者、子育て家庭、学校等及び地域住民の役割を明らかにするとともに、こども・子育て支援に関する基本事項を定めることにより、すべてのこどもが主体性を持って健やかに育つために、こどもの成長を妊娠期からこどもが成人に至るまで切れ目なく支援し、地域全体で喜びや楽しさを実感しながら子育てができる地域社会を実現することを目的とする。

## 基本理念

- ① こどもが個人として尊重され、その権利が認められるとともに、こども又は保護者が意見を表明でき、その意見が考慮されること。
- ② すべてのこどもがおかれた環境に左右されずに健やかに成長できるよう、こども及び子育て家庭が支援を受けることができること。
- ③ 各主体は、相互に連携・協働し、及び子育てへの喜びや楽しさを共有しながら、地域全体でこどもの成長及び子育てを支援すること。

## 責務・役割・支援の体制

### 町

- ①多様な需要に応じた切れ目のないこども・子育て支援施策を推進する。
- ②保護者・こどもの交流の機会や居場所等の確保に努め、地域住民及び関係団体が実施するこども・子育て支援活動を支援する。
- ③町民等の関心と理解を深め、安心して子育て等ができるようにするため、条例の趣旨や支援施策について広報等を行う。

### 学校・保育園等

- ①こどもの成長に応じ、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、支援する。
- ②こどもや子育て家庭に寄り添い、自分の意見や困難に思うことを気軽に発信できるよう考慮し、安心できる場所にする。
- ③積極的に町及び関係団体等と情報共有等の連携を図る。

意見/意見  
の反映

連携

地域住民  
(企業等含む)

こども

### 保護者・子育て家庭

- ①こどもの最善の利益を考慮しながら、成長に応じた子育てを行う。
- ②子育ては家庭全体で取り組むものと認識し、こどもにとって安心して生活することができる家庭環境を整える。
- ③不安や困難等に直面したときは、周囲に相談し、必要な支援や協力を受けることを心掛ける。

- ①安心して生活することができる地域づくりを行う。
- ②子育て家庭がこどもとの関わりを深められるよう考慮する。
- ③こどもが成人しても地域に愛着を持ち、関わり続けられるよう、地域への理解や相互に楽しめる地域活動への参加を促す。
- ④こどもの意見や行動に関心を持ち、自らが模範を示しながら、共に学んでいく。

## こども計画

- ① こども計画を策定し、公表する。
- ② こども計画に基づいて行った施策について評価を行い、その内容を公表する。
- ③ こども計画を策定・見直し・評価をする際には、合議制の機関に意見を聴くほか、町民等に広く意見を聴くための措置を講ずる。